

宍粟市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	41,440	23,838,510	904,656	3,352,141	14.1	18.0

※ 東日本大震災に伴う国の要請に基づく人件費の特例減額措置(H25.7-H26.3)により人件費率が大きく低下しています

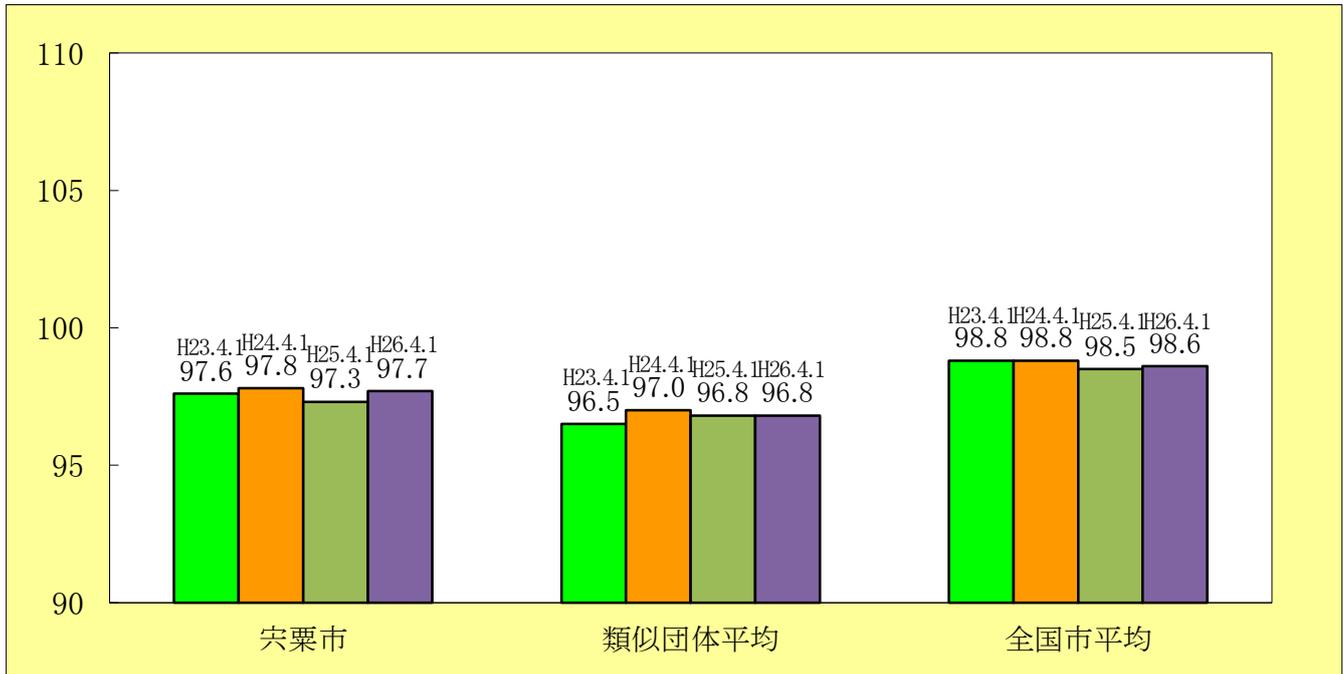
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	一般市(I-0)平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	382	1,449,401	318,462	525,319	2,293,182	6,003	5,581

※ 消防職員が新しく設立された西はりま消防組合の職員となったことにより職員数が大きく減員しています

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は平成25年4月1日現在の給与実態調査による普通会計の人数です。
 3 市は、政令指定都市・中核市・特例市・一般市に区分され、一般市はさらに人口や産業構造(産業別就業人口の構成比)により16の類型に分類されます(宍粟市は一般市I-0のグループに属し、同じグループの団体を「類似団体」と呼びます)。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度 25	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 不実施

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度 25	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 3.95

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤労手当の年金支給月数です。

※ 宍粟市では人事委員会を設置していないので、国の人事院勧告などを考慮し給与改定を行っております。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職同様に国の見直し内容を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、宍粟市においても0%で支給なし。
(参考)

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
宍粟市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宍粟市	43.1 歳	331,558 円	413,896 円	361,012 円
兵庫県	44.3 歳	338,000 円	436,666 円	393,936 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	43.0 歳	322,530 円	372,533 円	346,990 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円) (A)	平均給与月額(円) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(円) (B)	
宍粟市	48.4	33	309,458	367,305	322,958	—	—	—	—
うち学校給食調理員・病院調理師	46.1	15	299,160	359,322	317,327	調理師	42.4	270,800	1.33
うち清掃職員	51.3	6	321,333	373,401	330,583	廃棄物処理従事員	44.7	288,100	1.30
うち看護補助員	44.6	5	281,800	327,994	292,600	—	—	—	—
兵庫県	52.7	580	330,000	400,516	368,554	—	—	—	—
国	50.1	3,119	287,992	—	326,611	—	—	—	—
類似団体	50.1	20	304,885	326,598	316,352	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
宍粟市	—	—	—
うち学校給食調理員・病院調理師	5,547,226 円	3,591,400 円	1.54
うち清掃職員	5,922,924 円	3,939,100 円	1.50

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年～平成25年の3ヶ年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宍粟市	42.6 歳	309,318 円	353,647 円
兵庫県	42.3 歳	356,500 円	415,773 円
類似団体	41.0 歳	299,279 円	324,307 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		宍 粟 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	176,642 (180,800) 円	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	143,131 (146,500) 円	140,100 円
技能労務職 (労務職)	高 校 卒	141,900 円	139,809 (143,100) 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

(注) 兵庫県欄における括弧書きは、独自カットによる減額措置がないとした場合の値を掲載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	258,675 円	357,400 円	381,733 円	391,300 円
	高 校 卒	219,350 円	318,867 円	362,200 円	377,700 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	311,367 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	短 大 卒	212,850 円	- 円	- 円	385,150 円

※ 該当職員が無い場合や、対象者が1人等の場合は表示していません。

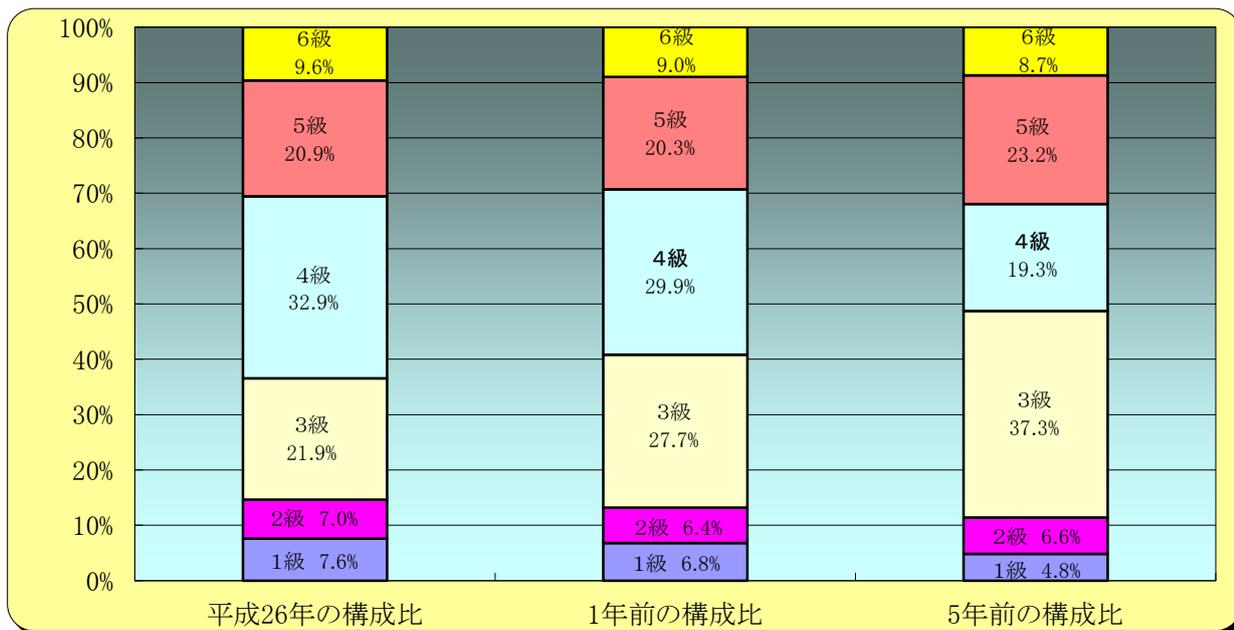
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	市民局長・会計管理者・部長・市民局 副局長・次長	29 人	9.6 %	320,600 円	427,800 円
5 級	課長・事務長・所長・副課長・室長	63 人	20.9 %	289,200 円	405,800 円
4 級	係長・主幹	99 人	32.9 %	261,900 円	393,300 円
3 級	主査	66 人	21.9 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主事	21 人	7.0 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事	23 人	7.6 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 宍粟市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として勤務評定を実施しています(内容等については宍粟市勤務評定規則を参照)。昇級日(1月1日)前の1年間の勤務実績が良好と認められる場合は4号給昇給しますが、良好と認められない場合は、昇給しない場合も含め、市の基準により3号給以下の昇給となります。ただし、55歳を超える職員については、勤務実績が良好な場合でも昇給せず、特に良好な場合のみ1号給以上昇給することとなります。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宍粟市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,298 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,803 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20%(抑制後4~10%) 管理職加算:10~20%(抑制後5~10%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として勤務評定を実施しています。(内容等については宍粟市勤務評定規則を参照)
職員の勤務実績が良好と認められる場合は、0.675月分支給しており、良好と認められない場合は、市の基準により良好な場合の率より低い率により支給しています。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

宍 粟 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 50歳以上で勤続20年以上 2%~20%加算 ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を2%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額	4,093 千円	22,522 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)				0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
宍 粟 市	0 %	0 人	0 %	
地域手当補正後ラスパイレース指数				97.7
(ラスパイレース指数)				(97.7)

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当

支給実績(25年度決算)		247,474 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		1,080,672 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		33.7 %		
手当の種類(手当数)		22種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務従事職員手当	保健センター職員等	感染症患者等の救護等	0 千円	1日当たり400円
危険又は困難業務従事職員手当	水道部等勤務職員	下水道マンホール等入孔・水道事業緊急出動	0 千円	1日当たり600円
	市民局地域振興課等勤務職員	山地における特に危険又は困難な業務	52 千円	
	給食センター勤務職員	ボイラー作業及び維持管理業務	10 千円	
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	0 千円	
当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	10 千円		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価	
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	0 千円	1回当たり1,000円	
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	ごみ、し尿取扱業務従事職員	ごみ、し尿取扱業務	864 千円	1日当たり600円	
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宋栗市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	48 千円	1月当たり2,000円	
診療所医師特別手当	診療所医師	診療所診療業務	23,400 千円	1月当たり650,000円	
診療所医師往診手当	診療所医師	時間外の診療(往診)業務	118 千円	診療点数に10円を乗じた額の1/2	
公立宋栗総合病院の 特殊勤務手当	放射線取扱手当	放射線技師	放射線の照射又は放射線が放射されている場所での作業	630 千円	1月当たり7,500円
	細菌検査手当	検査技師	感染症菌の細菌検査、培養の業務	33 千円	1日当たり150円
	医師職務手当	医師	医療業務に従事する医師	111,049 千円	給料月額105%以内
	医師特別技能手当	医師	医療業務に従事する医師	40,200 千円	1月当たり年数に1万円を乗じて得た額。ただし上限を20万円とする。
	遺体処置手当	看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業	314 千円	1回当たり1,000円
	遺体搬送業務手当	当該業務に従事した者	遺体の搬送業務に従事した運転手	0 千円	1回当たり1,000円
	年末年始勤務加算手当	医師ほか	医師 24時間勤務	116 千円	1日当たり40,000円
			医師 日直勤務		1回当たり16,000円
			医師 宿直勤務		1回当たり20,000円
			医師以外 宿直勤務		1回当たり3,000円
			医師以外 日直勤務		1回当たり3,000円
	年末年始勤務手当	看護師、准看護師、看護補助員及び調理員	年末年始に勤務	1,824 千円	1日当たり4,500円
	夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	深夜における勤務時間が4時間以上	50,977 千円	1回当たり3,300円
			2時間以上4時間未満		1回当たり2,900円
			2時間未満		1回当たり2,000円
	緊急出勤手当	当該業務に従事した者	緊急呼出を受け業務に従事した職員	1,839 千円	深夜
深夜以外					1回当たり1,500円
待機手当	医師	休日又は時間外に待機を命じられた医師	2,692 千円	1当務当たり8,000円	
緊急診療従事手当	医師	休日又は時間外に緊急に1時間以上の医療業務に従事	11,721 千円	深夜	1回当たり4,600円
				深夜以外	1回当たり3,800円
研究手当	医師	薬剤の効用等経過に関する研究等	0 千円	治験契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額	
出張診療手当	医師	診療所等に出張診療を命じられた医師	498 千円	1回当たり25,000円	
検診及び指導手当	医師及び技師の職にある者	各種検診、指導業務等に従事した医師及び技師		検診、指導業務等契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	202,152 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	416 千円
支給実績(24年度決算)	239,392 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	436 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 扶養親族:6,500円 ※配偶者がいない場合 ・・・1人目:11,000円 ※16歳～23歳未満の扶養 親族には5,000円加算	同	—	75,120 千円	233,293 円 【支給者】 322人/680人
住居手当	12,000円以上の家賃を払っ ている場合:家賃に応じ 27,000円を上限に支給。	同	-	19,838 千円	257,642 円 【支給者】 77人/680人
通勤手当	●公共交通機関利用 55千円を限度に実費	同	—	102,788 千円	166,594 円 【支給者】 617人/680人
	●自家用車等利用	(宍粟市)	(国)		
	1km未満	なし	なし		
	1km～2km未満	2,300円	なし		
	2km～5km未満	3,400円～ 5,600円	2,000円		
	5km～10km未満	6,600円～ 10,600円	4,100円		
	10km～15km未満	11,500円～ 15,100円	6,500円		
	15km～20km未満	16,000円～ 19,600円	8,900円		
	20km～25km未満	20,400円～ 23,600円	11,300円		
	25km～30km未満	24,300円～ 27,100円	13,700円		
	30km～35km未満	27,700円～ 30,100円	16,100円		
	35km～40km未満	30,600円～ 32,600円	18,500円		
	40km～45km未満	33,000円～ 34,600円	20,900円		
	45km～50km未満	35,000円～ 36,600円	21,800円		
50km～55km未満	37,000円～ 38,600円	22,700円			
55km～60km未満	39,000円～ 40,600円	23,600円			
60km以上	400円/km 加算	24,500円			
管理職手当	市民局長:67,900円 部 長 級:65,900円 次 長 級:56,100円 課 長 級:52,000円 副課長級:40,000円 副所長 副園長級:30,000円	異	職務区分、 支給額とも相 違	95,205 千円	580,519 円 【支給者】 164人/680人

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 長	880,000 円	(円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	712,000 円	(円)	1,010,000 円 /	389,500 円
				800,000 円 /	544,000 円

区 分		給 料		月 額		等	
報 酬	議長	448,000 ()	円 (円)	500,000 円/	274,000 円		
	副議長	370,000 ()	円 (円)	450,000 円/	234,000 円		
	議員	346,000 ()	円 (円)	420,000 円/	220,000 円		
期 末 手 当	市長・副市長	(25年度支給割合)		3.85 月分			
	議 員	(25年度支給割合)		3.80 月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	給料月額×在職月数×41/100		17,318,400円	任期ごと		
	備 考	給料月額×在職月数×25/100		8,544,000円	任期ごと		

- (注) 1 給料及び報酬に減額措置がある場合、()内は減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

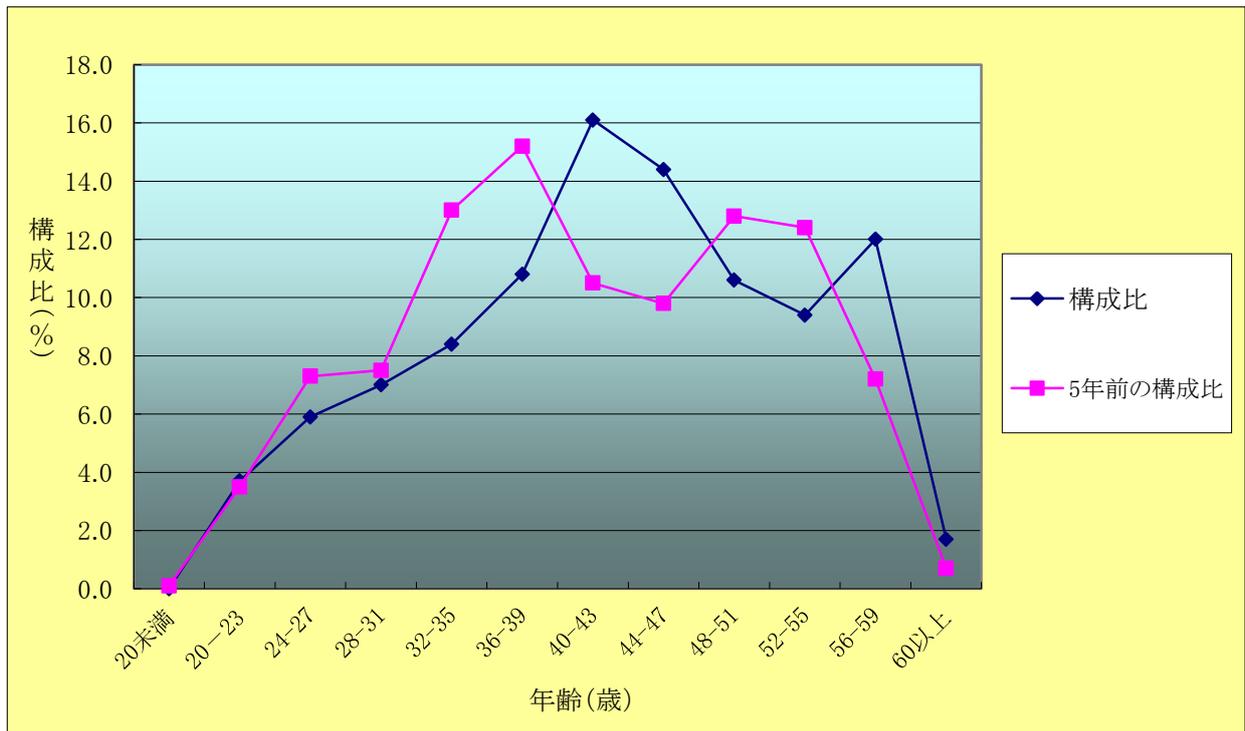
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	議会・総務	90	90	0	・組織機構改革(支所統合)による減(農林土木部門) ・業務体制の見直しによる減(商工観光部門) ・組織機構改革(高齢者福祉の強化・障害者相談支援業務の強化)による増 ・保育所入所児の増加による保育士の補充
	福祉	106	102	4	
	その他	97	103	△6	
	小 計	293	295	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.70人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数69.15人)
	特別行政	教育	87	88	△1
消防	0	0	0		
小 計	380	383	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.70人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数91.64人)	
公 営 企 業 等	病院	237	239	△2	・退職者不補充
	水道・下水道	23	23	0	
	その他	18	18	0	
	小 計	278	280	△2	
合 計	658 [693]	663 [693]	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 158.78人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	24	39	46	55	71	106	95	70	62	79	11	658

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	328	321	310	297	295	293	▲ 35 (▲ 10.7%)
教育	83	87	88	88	88	87	4 (4.8%)
消防	69	71	70	71	0	0	▲ 69 (▲ 100.0%)
普通会計計	480	479	468	456	383	380	▲ 100 (▲ 20.8%)
公営企業等会計計	285	288	282	278	280	278	▲ 7 (▲ 2.5%)
総合計	765	767	750	734	663	658	▲ 107 (▲ 14.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道(上水道)事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
年度 25	558,784	526	22,421	4.0	4.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費19,931千円を含みません

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
年度 25	8	28,619	6,248	10,499	45,366	5,671	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収
宍粟市(水道事業)	45.4 歳	361,965 円	583,201 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 1 基本給には、給料のほか扶養手当を含みます。

2 平均月収には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 団体平均は、簡易水道事業を含む、全国の市町村(政令指定都市を除く)です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市 (水 道 事 業)	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(25年度) 1,500 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—)月分 勤勉手当 — 月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

宍粟市(水道事業)			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	認定応募・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 50歳以上で勤続20年以上 2%~20%加算 ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を2%加算			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	13,934 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
宍粟市	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当

支給実績(25年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)			1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険又は困難業務従事職員手当	水道部勤務職員等	水道事業緊急出動	0 千円	1日当たり600円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	1,560 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	312 千円
支給実績(24年度決算)	1,004 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	201 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 扶養親族:6,500円 ※配偶者がいない場合 …1人目:11,000円 ※16歳～23歳未満の扶養 親族には5,000円加算	同	—	1,314 千円	164,250 円 【支給者】 4人/8人
住居手当	12,000円以上の家賃を払っ ている場合:家賃に応じ 27,000円を上限に支給。	同	-	528 千円	66,000 円 【支給者】 2人/8人
通勤手当	●公共交通機関利用 55千円を限度に実費	同	—	1,135 千円	141,900 円 【支給者】 7人/8人
	●自家用車等利用	同	-		
	1km未満	なし	-		
	1km～2km未満	2,300円	-		
	2km～5km未満	3,400円～ 5,600円	-		
	5km～10km未満	6,600円～ 10,600円	-		
	10km～15km未満	11,500円～ 15,100円	-		
	15km～20km未満	16,000円～ 19,600円	-		
	20km～25km未満	20,400円～ 23,600円	-		
	25km～30km未満	24,300円～ 27,100円	-		
	30km～35km未満	27,700円～ 30,100円	-		
	35km～40km未満	30,600円～ 32,600円	-		
	40km～45km未満	33,000円～ 34,600円	-		
	45km～50km未満	35,000円～ 36,600円	-		
50km～55km未満	37,000円～ 38,600円	-			
55km～60km未満	39,000円～ 40,600円	-			
60km以上	400円/km 加算	-			
管理職手当	部 長 級:65,900円 次 長 級:56,100円 課 長 級:52,000円 副課長級:40,000円	異	職務区分、 支給額とも相 違	1,711 千円	213,819 円 【支給者】 3人/8人